

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

世羅町長 奥田正和

市町村名 (市町村コード)	世羅町 (462)
地域名 (地域内農業集落名)	大見 (上安田上、上安田下、中安田上、中安田下、郷安田上、郷安田下、宮地谷、五反平、後安田、空口、日並、下戸張、上戸張、目谷鹿谷、尾谷、中徳市、多田、水の別・鳥の子)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中心となる経営体は、集落法人として水稻を主体として行い、他の認定農業者や認定新規就農者とともに地域の方々と連携して集落を守っている。また、水稻以外では園芸作物を栽培されており地域の農地を維持されている。それ以外の農業者は、現在の地域で農地を守りながら、有害鳥獣対策等を行って農地が荒廃するのを防いでいる。地域の中心となる法人は少子高齢化と後継者不足の中で、地域の農業は自分たちで守ろうと組織され水稻を中心に大豆・そば・野菜等を栽培している。さらに地域でとれた農作物を原料として味噌や漬物などの加工品を製造販売し、6次産業化も図っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

土地利用型農業については、水稻、大豆及び麦を中心とした作付けを行い、離農や規模縮小する農地を借受け、経営規模の拡大を目指す。規模拡大により生産性を向上させ生産費のコストダウンを図る。また、組合員の後継者育成を行い、地域の持続性を確保するとともに新規就農者を雇い入れ労働力を確保する。中心となる経営体と連携する者(畑作農家・自給的農家)は、畑作の励行、農地の貸付、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担う。そのほかの中心となる経営体については、作業の効率化を図るなどにより低コスト化を目指す。現状以上の耕作放棄地をなくすため、経営規模を拡大し地域農業を守る役目を果たすと同時に産直用野菜の栽培と加工品に力を入れ更なる経営の安定化を進める。果樹栽培については、質の高い安心安全な農作物の生産を行いつつ、認定新規就農者とともに高付加価値化を目指す。観光農園については現状を維持していく。水耕栽培(レタス他)を行っていく。水田を樹園地化していく可能性について検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	245 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	211 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大意向の集落法人や認定農業者への集積を進めるとともに、新規就農者への新たな貸付や経営移譲も農地の所有者の意向を踏まえて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
受け手未定の農地は、条件の悪いことが多く機構の活用が難しい場合もあるが、所有者の意向を踏まえた上で、中間管理機構を活用して地域の既存法人や認定農業者、新規就農者等の新たな担い手への集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払や中山間地域直接支払等の交付金事業を活用しながら、農道、水路等の補修や管理を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町や世羅町担い手協議会と連携し、新規就農に向けた研修生の受け入れを行うとともに、農地はもちろんビニールハウス等農業用施設の継承についてもあらかじめその可能性を検討し、新規就農者の積極的な受け入れを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区内の農作業委託については、必要に応じて農業支援サービス事業体へ農作業委託を行い、作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカなどの被害が拡大しないよう、町補助金等を活用し侵入防止柵の設置を行う。
- ②環境に配慮した経営を行っていく。
- ③小作業化の推進のためドローン等の機械の導入を検討する。
- ④果樹の海外への輸出の可能性について検討する。
- ⑤質の高い安心安全な農作物の生産により高付加価値化を目指す。
- ⑦守るべき農地については保全・管理を行うが、条件不利地で今後の営農が困難である場合は地域合意の元、計画的な非農地化も検討する。
- ⑧将来的な集出荷施設の整備について検討を行っていく。